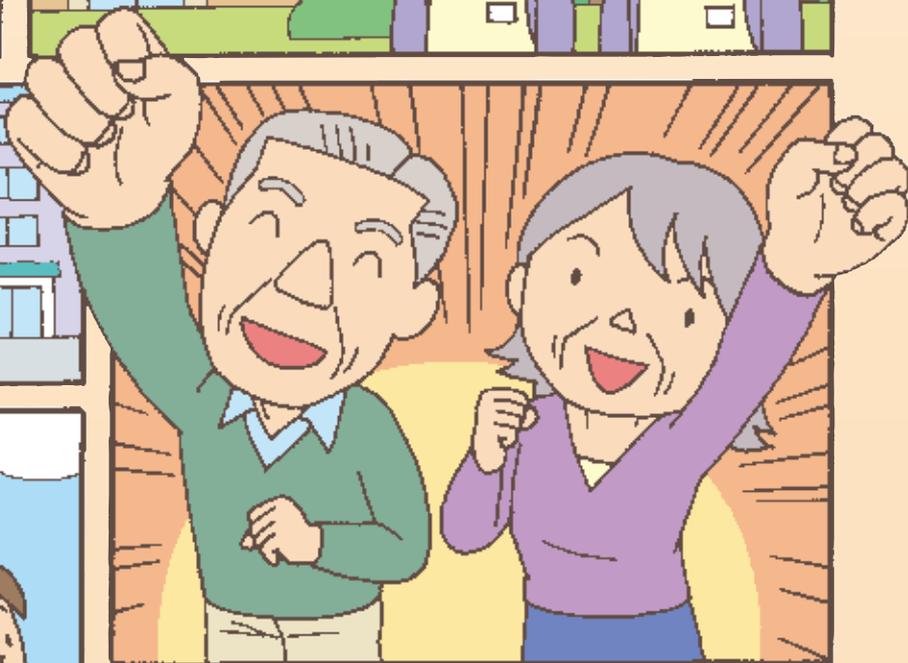


あんしん

令和5年度版

介護保険

くらしをささえる制度があります！



ひたちなか市



もくじ

*掲載している内容については、今後見直される場合があります

介護保険のしくみ	1
介護保険のしくみについて知りましょう	
介護保険料	3
介護保険はみなさんが納める保険料を財源としています	
要介護認定	7
まずは地域包括支援センター(おとしより相談センター)や市の担当窓口にご相談しましょう	
ケアプラン	9
ケアプラン・介護予防ケアプランを作成します	
地域包括支援センター	11
地域包括支援センター(おとしより相談センター)を利用しましょう	
利用者の負担	12
サービスにかかった費用の一部を負担します	
介護サービス(要介護1~5)	15
介護サービス(在宅サービス)	
施設サービス(要介護1~5)	19
施設サービス	
介護予防サービス(要支援1・2)	21
介護予防サービス	
生活環境を整えるサービス	24
生活環境を整えるサービス	
地域密着型サービス	26
地域密着型サービス	
介護予防・日常生活支援総合事業	29
認知症地域支援推進員・認知症初期集中支援推進事業	35
日常生活自立支援事業・成年後見制度	36
その他の福祉サービス	38
介護サービス提供事業所【市内】	42
地域包括支援センター	47



介護保険はささえあいの制度です

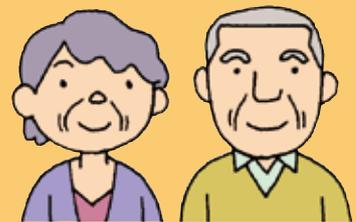


介護保険のしくみについて知りましょう

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

介護保険に加入する人（被保険者）

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。



サービスの利用者
負担分の支払い

要介護認定
介護保険被保険者証の交付
介護保険負担割合証の交付

要介護認定の申請
介護保険料の納付

ひたちなか市（保険者）

- 介護保険を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 介護保険被保険者証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- サービスの確保・整備をします。

地域包括支援センター
(おとしより相談センター)

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

P11

介護報酬の支払い

サービスを提供

サービス事業者

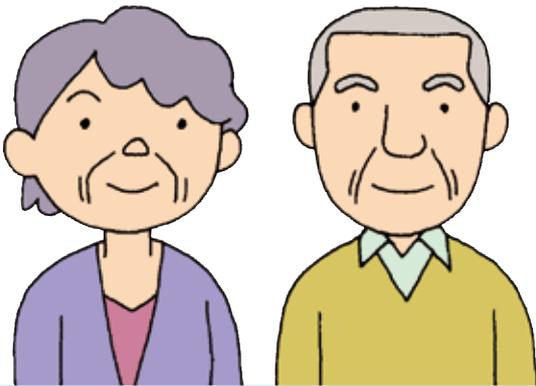
- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業などが在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供します。



40歳以上の方が介護保険の被保険者になります

被保険者は、年齢により65歳以上（第1号被保険者）と40～64歳（第2号被保険者）に分かれます。介護や支援が必要と認められた場合、介護サービスが利用できます。

65歳以上の人

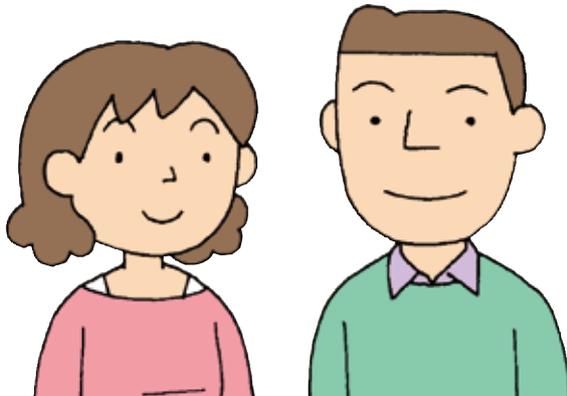


➔ 第1号被保険者

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用します。

※65歳以上の人で、交通事故などの第三者による行為が原因で介護保険を利用する場合は、市への届け出が必要です。示談前に市の担当窓口へご連絡ください

40～64歳の人



(医療保険に加入している人) ➔ 第2号被保険者

第2号被保険者は、加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を引き起こす疾病（特定疾病）により介護や支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用します。

交通事故や転倒などが原因の場合、介護保険は利用できません。

特定疾病

※介護保険で対象となる病気（特定疾病）には、下記の16種類が指定されています。

●がん

（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る）

●関節リウマチ

●筋萎縮性側索硬化症

●後縦靭帯骨化症

●骨折を伴う骨粗鬆症

●初老期における認知症

●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核

変性症およびパーキンソン病

●脊髄小脳変性症

●脊柱管狭窄症

●早老症

●多系統萎縮症

●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症

および糖尿病性網膜症

●脳血管疾患

●閉塞性動脈硬化症

●慢性閉塞性肺疾患

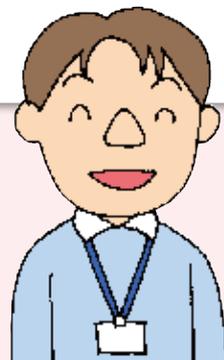
●両側の膝関節または

股関節に著しい変形

を伴う変形性関節症



みなさんが納める介護保険料について



介護保険はみなさんが納める保険料を財源としています

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている保険料と公費を財源としています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

65歳以上の人の介護保険料（第1号被保険者）

ひたちなか市の介護サービス費用がまかなえるように算出した「基準額」をもとに決まります。みなさんの所得に応じた負担になるように14段階の保険料に分かれます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{ひたちなか市で} \\ \text{必要な介護} \\ \text{サービスの費用} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の} \\ \text{人の負担分} \\ \text{25.31\%}^* \\ \hline \end{array}
 \div
 \begin{array}{|c|} \hline \text{ひたちなか市に} \\ \text{住む65歳以上の} \\ \text{人の人数} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{ひたちなか市の} \\ \text{令和3年度～令和5年度の保険料の} \\ \text{基準額 66,000円(年額)} \\ \hline \end{array}$$

*65歳以上の人の負担分の率は、市町村ごとの高齢化率と所得水準により調整されます。

区分	対象となる人		保険料率	保険料(月額)	保険料(年額)
第1段階	本人が市町村民税非課税	●生活保護を受給している人 ●老齢福祉年金を受給している人 ●本人のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.30	1,650円	19,800円
第2段階		●本人のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.45	2,475円	29,700円
第3段階		●本人のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.70	3,850円	46,200円
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいる	●本人のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	4,950円	59,400円
第5段階		●本人のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額×1.00	5,500円	66,000円
第6段階	本人が市町村民税課税	●合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	6,600円	79,200円
第7段階		●合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	7,150円	85,800円
第8段階		●合計所得金額が210万円以上265万円未満の人	基準額×1.40	7,700円	92,400円
第9段階		●合計所得金額が265万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	8,250円	99,000円
第10段階		●合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.60	8,800円	105,600円
第11段階		●合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.70	9,350円	112,200円
第12段階		●合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	基準額×1.80	9,900円	118,800円
第13段階		●合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	基準額×1.90	10,450円	125,400円
第14段階	●合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.00	11,000円	132,000円	

●老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金

●合計所得金額

所得の合計金額（年金・給与・不動産・配当などの総合課税所得と土地・建物・株式等の譲渡所得など分離課税所得）で、扶養控除や医療費控除などの所得控除前の金額で、繰越損失がある場合には繰越控除前の金額です。第1～5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地や建物の短期・長期譲渡所得の特別控除がある場合には特別控除額を差し引いた金額を用います。

●その他の合計所得金額

合計所得金額から課税年金収入に係る雑所得を差し引いた金額を用います。

●課税年金収入額

国民年金、厚生年金など課税対象となる年金の収入額

保険料の納め方

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円以上の人

年金から差し引き
(特別徴収)

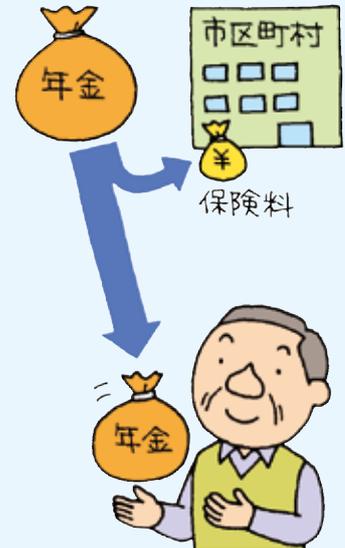
年金の定期支払いの際に、年金の受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

介護保険料は前年の所得にもとづいて決まりますが、前年の所得が確定するのは6月以降となります。そのため、年間保険料が確定する前の、4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます(仮徴収)。

10・12・2月は、確定した年間保険料から、仮徴収分を差し引いた額を納期に分けて納めます(本徴収)。



次のような場合には、年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円未満の人

納付書または口座振替で納付
(普通徴収)

市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

納付方法は！

納付書で納付

- ①銀行 ②コンビニエンスストア ③スマートフォンアプリ

※バーコードの読取りができないものは、②、③で納付できません。

※③の納付は領収証書の発行はされません。取引履歴などでご確認ください。

※コンビニエンスストアなどの店舗では、スマートフォンアプリを利用した支払いはできません。

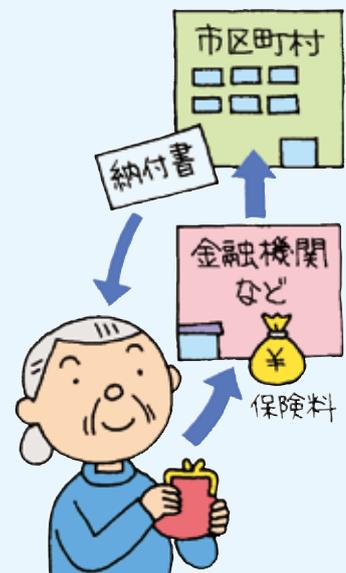
口座振替で納付

次のものをご持参のうえ、指定の金融機関にお申し込みください。

- 保険料の納付書 ● 預（貯）金通帳 ● 印かん（通帳届け出印）

※申し込みから口座振替が開始されるまでの間は納付書で納付してください。

また、残高不足などで口座振替ができなかった場合も納付書で納付となります。



40歳以上65歳未満の人の介護保険料 (第2号被保険者)

40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳細は、加入している医療保険者へお問い合わせください。

国民健康保険に加入している人

決まり方

世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。

納め方

同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。



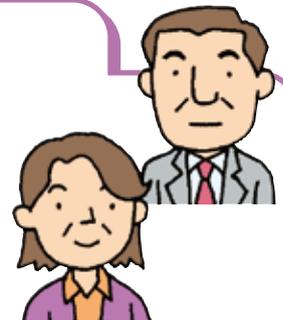
職場の健康保険に加入している人

決まり方

健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。

納め方

医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。



教えて！介護保険



保険料を滞納しているとどうなるのですか。



保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

●1年以上滞納すると…

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

●1年6か月以上滞納すると…

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

●2年以上滞納すると…

滞納期間に応じて一定期間、利用者負担が3～4割になったり、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費等が支給されなくなります。

困ったときは介護保険の窓口へ

「納付書をなくしてしまった」「一度に納められないので少しずつ納めたい」「家族が保険料を納め忘れてる」などお困りの場合は、お早めに介護保険課へご相談ください。

介護保険の保険証と負担割合証

介護保険の保険証（薄紫色、三つ折り）

医療保険の保険証とは別に、一人に1枚、保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人は、介護保険の認定を受けた場合などに交付されます。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう

こんなときに
必要です

- ★要介護認定の申請や更新をするとき
- ★ケアプランの作成を依頼するとき
- ★サービスを利用するとき

介護保険負担割合証（白色）

介護保険で認定を受けた人などに、一人に1枚、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合（1割、2割または3割）が記載されています。

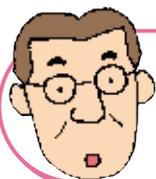
- 認定を受けた人や総合事業を利用する人に、毎年交付されます。

住所、氏名、生年月日に誤りがないか確認しましょう

利用者負担の割合（1割、2割または3割）が記載されています

こんなときに
必要です

- ★サービスを利用するとき



サービスを利用するつもりがないので介護保険に加入しなくてもいいですか。

こたえ

介護保険は、介護の負担を社会全体で連帯して支えあう社会保険制度です。サービスを利用するしないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての人が加入しなければなりません。外国籍の人も短期滞在などを除き、介護保険の加入者となります。



サービスを利用するためには…



まずは地域包括支援センター（おとしより相談センター）や市の担当窓口にご相談しましょう

1

窓口にご相談します

介護や支援が必要と感じたら、地域包括支援センター（おとしより相談センター）や市の担当窓口（介護保険課・高齢福祉課）にご相談しましょう。

必要な介護や支援の度合いによって、受けられるサービスが異なります。

介護予防・日常生活支援総合事業の利用を希望する場合は…

介護予防・日常生活支援総合事業の利用を希望する場合は、窓口で基本チェックリストを受けます。基本チェックリストの結果により、利用できるサービスが異なります。

また、基本チェックリストを受けた後でも、介護や支援が必要と思われるなどの場合は、要介護（要支援）認定の申請をご案内します。

くわしくはP29

介護サービス、介護予防サービスの利用を希望する場合は…

② 市の窓口にて要介護（要支援）認定の申請をします

2

要介護（要支援）認定の申請をします

申請の窓口は介護保険課または那珂湊支所です。申請は、利用者本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター（おとしより相談センター）、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

■申請には以下のものが必要です

- 要介護・要支援認定申請書（氏名や住所、マイナンバー、主治医の氏名、医療機関名、医療保険者名、番号などを記入します。事前に確認しておきましょう。）
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）

※申請書は市ホームページでダウンロードできます。

※上記以外に、原則としてマイナンバーが確認できるもの、本人や代理人の身元確認書類などが必要です。

3

認定調査が行われます

認定調査

市の職員などが自宅等を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聞き取り調査などをします（全国共通の調査票が使われます）。

主治医意見書

利用者本人の主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。主治医がない場合は、介護保険課窓口にご相談ください。

認定調査を受けるときは…

- 利用者の普段の生活や身体の状況を、ありのまま伝えましょう
家族などに同席してもらい普段の暮らしぶりなどについて伝えてもらいましょう。
- 骨折や発熱、入院したばかり（急性期）の調査は避けましょう
いつもと違う体調のときは、正しい調査ができません。

4

審査・判定されます

まず認定調査の結果などからコンピュータ判定（一次判定）が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定（二次判定）されます。

- **コンピュータ判定の結果**…公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで判定されます。（一次判定の結果）
- **特記事項**……………調査票には盛り込めない事項などが記入されます。
- **主治医意見書**……………かかりつけ医が作成した心身の状況についての意見書。

介護認定審査会が審査・判定（二次判定）

市が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が一次判定や主治医の意見書などをもとに総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



5

審査結果にもとづいて認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

また、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」も発行されます。

要介護1～5

生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。介護サービスが利用できます。

P9

要支援1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などです。介護予防サービスと、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

P9

介護サービスは利用できません

非該当

基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた場合、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます（介護予防・生活支援サービス事業対象者）。

また、生活機能の低下がみられなかった場合は「一般介護予防事業」が利用できます。

P29

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は新規の場合は原則6か月、更新認定の場合は原則12か月です（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から行うことができます。



ケアプラン・介護予防 ケアプランを作成します

介護サービス・介護予防サービスともに、個人の心身の状態に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランを作り、それにもとづいてサービスを利用します。

ケアプラン、介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

要介護認定の通知

在宅でサービス
を利用したい

ケアプランの作成を依頼

依頼する居宅介護支援事業者を選び、決まったら市に「ケアプラン作成依頼届出書」を提出します。その後、居宅介護支援事業者のケアマネジャーが利用者と面接して、問題点や課題を把握し、家族やサービス事業者を含めた話し合いを行って、ケアプランを作成してもらいます。



要介護1～5

施設に入所したい

介護保険施設と契約

入所を希望する施設に、直接申し込みます。施設は、居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。



要支援認定の通知

住んでいる地区の地域包括
支援センター（おとしより
相談センター）へ連絡

地域包括支援センター（おとしより相談センター）

アセスメント

地域包括支援センター（おとしより相談センター）で、本人や家族と話し合い、課題を分析します。



1・2 要支援

■居宅介護支援事業者とは

ケアマネジャーを配置している事業者です。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整をします。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています



■ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護保険サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。

サービス事業者と契約

介護保険サービスを提供する事業者と契約します。



在宅サービスを利用

P15

ケアプランにもとづいたサービスを利用します。



ケアプランの作成

入所した施設のケアマネジャーに、ケアプランを作成してもらいます。



施設サービスを利用

P19

ケアプランにもとづいたサービスを利用します。



介護予防ケアプランの作成

サービスの種類や回数を決定し、介護予防ケアプランを作成してもらいます。



介護予防サービスを利用

P21

一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、介護予防ケアプランを見直します

介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業を合わせて利用できます

介護予防・生活支援サービス事業を利用

P30

一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、ケアプランを見直します

※介護保険サービスではありません

みなさんの生活を支える相談窓口です

地域包括支援センター (おとしより相談センター)を 利用しましょう



地域包括支援センターは、地域のみなさんの安心を支えます

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。住みなれた地域で安心して暮らしていけるように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から、高齢者やその家族を支えています。高齢者本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどから受けた悩みや相談を、適切な機関と連携して解決に努めます。

なんでもご相談ください

総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療のことなど、なんでもご相談ください。

みなさんの権利を守ります

権利擁護

みなさんが安心していきいきと暮らせるように、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。虐待を早期に発見したり、成年後見制度の紹介や、消費者被害などに対応します。

地域包括支援センター



主任ケアマネジャー



保健師
(または経験豊富な看護師)



社会福祉士

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となり、お互いに連携をとりながら、総合的に高齢者を支えます。

自立して生活できるよう 支援します

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人や、介護予防・生活支援サービス事業対象者が住みなれた地域で自立して生活できるよう支援します。

さまざまな方面から みなさんを支えます

包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。

悩みや相談ごとなど、お気軽にご相談ください!



介護保険がサービスの利用を支えます



サービスにかかった費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用の1割、2割または3割をサービス事業者に支払います。

3割負担になる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が1人の場合340万円以上、2人以上の場合463万円以上の人

2割負担になる人

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が1人の場合280万円以上、2人以上の場合346万円以上の人

上記に該当しない人は、1割負担になります

介護保険負担割合証で利用者負担の割合を確認しましょう

要介護（要支援）認定を受けた人などには、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます（適用期間は8月～翌年7月で毎年交付されます）。サービス利用時にサービス事業者に提示します。

おもな在宅サービスの費用について

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割、2割または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

おもな在宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります

支給限度額が適用されないサービス

要支援1・2の人のサービス

- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防住宅改修費支給
- 介護予防支援

要介護1～5の人のサービス

- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修費支給
- 居宅介護支援

※内容によっては支給限度額が適用される場合があります

例 要介護1の人が、1か月180,000円分のサービスを利用した場合の利用者負担額（1割負担の場合）



介護保険を利用しやすくするために 利用者負担の軽減制度があります

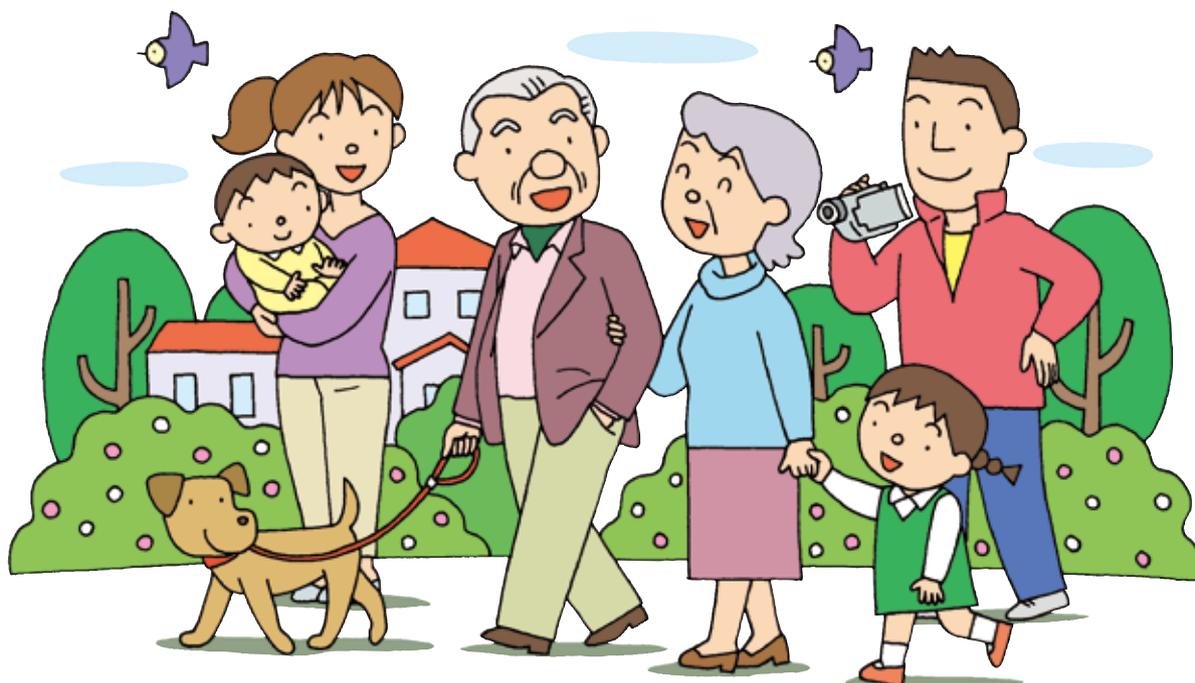


1か月の利用者負担が上限額を超えたとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。申請する際は、市区町村に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

◆利用者負担の上限額（1か月）

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
●年収約1,160万円以上の人	140,100円
●年収約770万円以上約1,160万円未満の人	93,000円
●年収約383万円以上約770万円未満の人	44,400円
●一般（上記以外の住民税世帯課税）	44,400円
●住民税世帯非課税等	24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	24,600円 15,000円(個人)
●生活保護の受給者	15,000円(個人)
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円



介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

◆高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額〈年額／8月～翌年7月〉

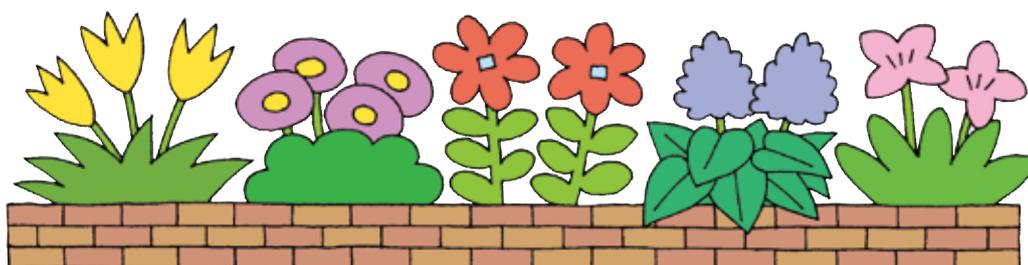
所得 基礎控除後の総所得金額等	70歳未満の人がいる世帯
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人がいる世帯
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です





介護保険で利用できるサービス 介護サービス (在宅サービス)

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

自宅での生活の手助けをしてほしい

訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・洗濯、掃除などの日常生活上の援助をします。通院などを目的とした乗降介助も行います。



●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	256円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	187円
※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます	
通院等のための乗車または降車の介助 (1回につき)	101円
※移送にかかる費用は別途負担が必要です	

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助をします。



●利用者負担のめやす

1回	1,287円
----	--------

自宅でリハビリを受けたい

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす

1回※

313円

※20分間リハビリテーションを行った場合

自宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションからの
訪問の場合（30分未満）

480円

病院または診療所からの訪問
の場合（30分未満）

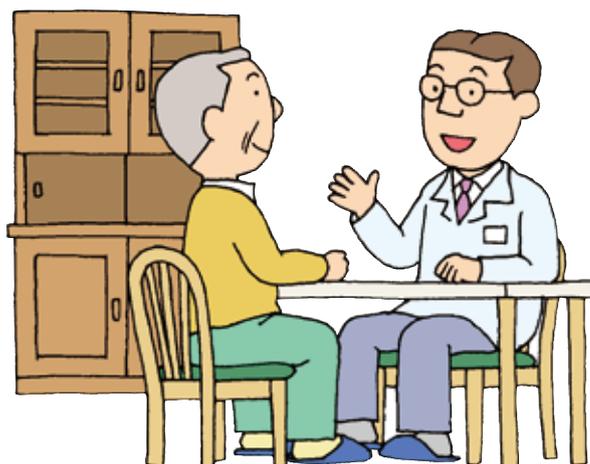
407円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます

※緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算があります

居宅療養管理指導

通院が困難な人へ、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

医師が行う場合（月2回まで）

514円

歯科医師が行う場合（月2回まで）

516円

通所介護（デイサービス）

通所介護施設に通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の介護や、機能訓練などを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす
通常規模の事業所の場合〈7時間以上8時間未満の場合〉

要介護1	665円
要介護2	784円
要介護3	909円
要介護4	1,033円
要介護5	1,158円

※送迎を含む
※個別の機能訓練を行った場合や入浴の加算があります
※食費、日常生活費は別途必要になります

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療施設などに通い、食事・入浴・排せつなどの介護や、生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす
通常規模の事業所の場合〈7時間以上8時間未満の場合〉

要介護1	770円
要介護2	913円
要介護3	1,057円
要介護4	1,227円
要介護5	1,393円

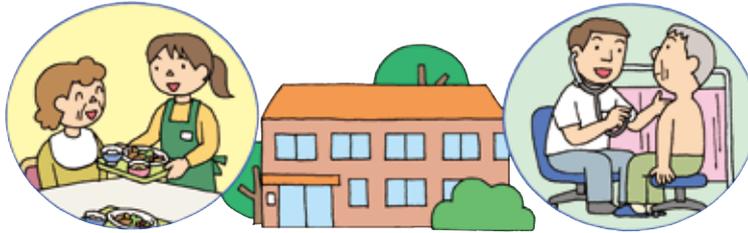
※送迎を含む
※食費、日常生活費は別途必要になります



短期間施設に泊まりたい

短期入所生活介護 (ショートステイ) 短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす

短期入所生活介護

介護老人福祉施設

併設型・多床室の場合 〈1日につき〉

要介護1	607円
要介護2	677円
要介護3	750円
要介護4	820円
要介護5	889円

短期入所療養介護

介護老人保健施設

多床室の場合 〈1日につき〉

要介護1	839円
要介護2	889円
要介護3	953円
要介護4	1,005円
要介護5	1,060円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります
※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

有料老人ホームなどに入居しながらサービスを受けたい

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす 〈30日の場合〉

要介護1	16,366円
要介護2	18,374円
要介護3	20,503円
要介護4	22,450円
要介護5	24,549円

※食費、日常生活費、居住費は別途必要になります
※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります





施設で生活しながら介護を受けられるサービスです



介護保険で利用できるサービス 施設サービス

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません（介護老人福祉施設は要介護1・2の人も原則として新規入所できません）。

施設サービスの費用について

施設サービスを利用した場合、サービス費用の1割、2割または3割に加えて、食費、居住費、日常生活費を施設に支払います。

サービス費用の1割、2割または3割 + 食費 + 居住費 + 日常生活費

● 基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）

利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

- 居住費：ユニット型個室……………2,006円
 ユニット型個室的多床室…1,668円
 従来型個室……………1,668円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円）
 多床室……………377円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円）
- 食費：1,445円

低所得の人は食費と居住費が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます<特定入所者介護（予防）サービス費>。

● 負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の基準額	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	生活保護受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
	老齢福祉年金受給者							
第2段階	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

●（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合、または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。
 ●同一世帯に住民税が課税されている人がいる場合、または預貯金額が上記の金額を超える場合は支給の対象外となります。
 ※同一世帯でない配偶者の住民税の課税状況や預貯金等も判断材料とします。
 ※第2号被保険者の預貯金等の基準額は単身1,000万円（夫婦2,000万円）以下です。
 ※第1～3段階②に該当しない人でも、特例的に第3段階②の負担軽減を受けられる場合があります。くわしくは市の窓口にお問い合わせください。

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を提供します。



●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,431円	17,431円	19,834円
要介護2	19,500円	19,500円	21,903円
要介護3	21,659円	21,659円	24,123円
要介護4	23,728円	23,728円	26,222円
要介護5	25,766円	25,766円	28,261円

●新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

介護老人保健施設 (老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰できるように、リハビリテーションや介護を提供します。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,720円	23,971円	24,215円
要介護2	23,089円	25,432円	25,584円
要介護3	24,975円	27,318円	27,470円
要介護4	26,587円	28,869円	29,082円
要介護5	28,139円	30,512円	30,694円

介護療養型医療施設 (療養病床等)

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどを提供します。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	18,039円	20,869円	21,477円
要介護2	20,838円	23,758円	24,367円
要介護3	27,044円	29,873円	30,481円
要介護4	29,629円	32,550円	33,158円
要介護5	32,002円	34,862円	35,470円

介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを提供します。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,720円	25,097円	25,614円
要介護2	25,066円	28,413円	28,930円
要介護3	32,246円	35,622円	36,139円
要介護4	35,318円	38,664円	39,181円
要介護5	38,056円	41,432円	41,950円

●従来型個室…ユニットを構成しない個室

●多床室…ユニットを構成しない相部屋

●ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られている個室

●ユニット型個室的多床室…壁が天井までなく、すき間がある個室

※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです



要支援1・2の人が利用できるサービスです



介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

要支援1・2の人は介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業も利用できます。

くわしくはP29

自宅での生活の手助けをしてほしい

介護予防訪問入浴介護

疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員が居宅を訪問し、入浴の介助をします。



- 利用者負担のめやす

1回	870円
----	------

自宅でリハビリを受けたい

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。



- 利用者負担のめやす

1回*	313円
-----	------

*20分間リハビリテーションを行った場合

自宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

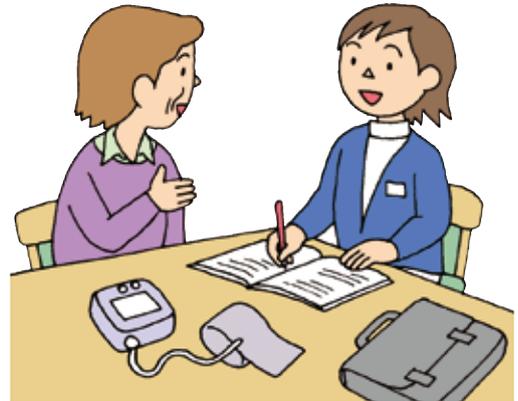
介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションからの訪問の場合 (30分未満)	460円
病院または診療所からの訪問の場合 (30分未満)	389円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます
※緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算があります

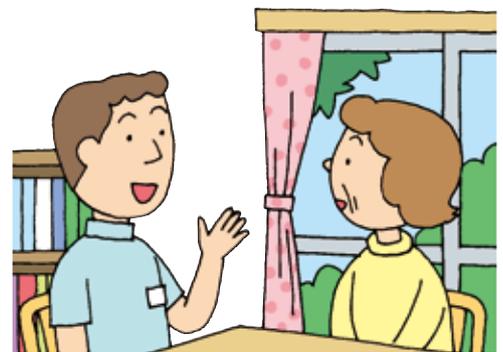


介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な人へ、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。

●利用者負担のめやす

医師が行う場合 (月2回まで)	514円
歯科医師が行う場合 (月2回まで)	516円



施設に行って支援やリハビリを受けたい

介護予防通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、リハビリテーションを日帰りで行います。また、目標に合わせた選択的サービスも提供します。

●利用者負担のめやす (1か月につき)

共通的服务

要支援1	2,088円
要支援2	4,067円

※送迎、入浴を含む
※食費、日常生活費は別途必要になります

選択的サービスには次のようなものがあり、利用者の目標に応じて利用できます。組み合わせることもできます。

運動器機能向上 理学療法士などの指導で、ストレッチや筋力トレーニングなどをします。

栄養改善 管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。

口腔機能向上 歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

短期間施設に泊まりたい

介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす

介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設
併設型・多床室の場合 〈1日につき〉

要支援1	454円
要支援2	565円

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設
多床室の場合 〈1日につき〉

要支援1	619円
要支援2	779円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります
※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

有料老人ホームなどに入居しながらサービスを受けたい

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす 〈30日の場合〉

要支援1	5,537円
要支援2	9,461円

※食費、日常生活費、居住費は別途必要になります
※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります





生活しやすい環境で自立を目指しましょう



介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス

自立した生活を目指すために、福祉用具のレンタル（貸与）や購入費を支給するサービス、住宅の改修が必要な場合に、改修費を支給するサービスがあります。

【 】内は、介護予防サービスの名称です。

福祉用具を利用して自分でできることを増やしたい

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を借りることができます。

要介護4・5の人の対象品目

- 自動排泄処理装置はいせつ ※尿のみを吸引するものは要支援1・2、要介護1～3の人でも利用できます。

要介護2・3の人の対象品目

- 車いす（車いす付属品を含む） ● 特殊寝台（特殊寝台付属品を含む） ● 床ずれ防止用具
- 体位変換器 ● 認知症老人徘徊感知機器はいかい ● 移動用リフト（つり具を除く）

要支援1・2、要介護1の人の対象品目

- 手すり（工事をともなわないもの） ● スロープ（工事をともなわないもの）
- 歩行器 ● 歩行補助つえ

◆利用者負担について

- 用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額（P12）が適用されます。
- ※平成30年10月から、全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されました。

特定福祉用具購入【特定介護予防福祉用具購入】

下記の福祉用具を、都道府県などの指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

申請 が必要です

要介護1～5

要支援1・2

- 腰掛便座 ● 簡易浴槽 ● 入浴補助用具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品 ● 移動用リフトのつり具 ● 排泄予測支援機器

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう

◆利用者負担について

- 領収書などを添えて市区町村に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に費用の9割、8割または7割が介護保険から支給されます。
- 都道府県などの指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

生活環境を整えるサービス

居宅介護住宅改修【介護予防住宅改修】

事前に市へ申請したうえで、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。

◆利用者負担について

- 20万円を上限に費用の9割、8割または7割が介護保険から支給されます。
- 引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度給付を受けることができます。



介護保険でできる住宅改修の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りにくい床材に変更
- 引き戸などへの扉の取り替え、扉の撤去
- 和式便器を洋式便器などに取り替え（便器の位置・向きの変更を含む）
- 上記の工事とともに必要となる工事

利用手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

市へ**事前に申請**／市による確認

工事の実施・完了／支払い

市へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーなどに作成を依頼します
- 見取図（住宅平面図）
- 改修前の写真（日付入りのもの）
- 住宅の所有者の承諾書
（被保険者と住宅の所有者が異なる場合）
- 受領委任払いの同意書（受領委任の場合）

提出に必要な書類

- 完了届出書
- 工事費内訳書
- 領収書（宛名は被保険者名）
- 改修後の写真（日付入りのもの）
- 受領委任払いに係る明細書
（受領委任の場合）

●住宅改修費用と福祉用具購入費用は2種類の支払い方法が選べます。

- ①償還払い……利用者がいったん費用の全額を事業者支払い、申請後、そのうちの保険給付分が市から利用者へ支給されます。
- ②受領委任払い……利用者が自己負担分を事業者支払い、申請後、市が事業者へ保険給付分を支払います。

※受領委任払いを行うには、事前に事業者との合意が必要です。



地域の特性に応じたサービスもあります



介護保険で利用できるサービス 地域密着型サービス

住みなれた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた地域密着型サービスがあります。ただし、地域で必要とされるサービスが異なるため、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

【 】内は、介護予防サービスの名称です。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。
- 施設を利用した場合、食費、日常生活費、居住費などは別途必要になります。

通い・訪問・泊まりなど組み合わせて利用したい

小規模多機能型居宅介護

【介護予防小規模多機能型居宅介護】

施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供します。



●利用者負担のめやす 〈1か月につき〉

要支援1	3,497円
要支援2	7,067円
要介護1	10,601円
要介護2	15,579円
要介護3	22,662円
要介護4	25,011円
要介護5	27,578円

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを提供します。



要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす 〈1か月につき〉

要介護1	12,650円
要介護2	17,699円
要介護3	24,880円
要介護4	28,219円
要介護5	31,920円

地域の身近な施設でサービスを利用したい

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の介護専用型特定施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

要支援1・2の人は
利用できません



●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

要介護1	16,488円
要介護2	18,526円
要介護3	20,656円
要介護4	22,633円
要介護5	24,732円

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,705円	17,705円	20,108円
要介護2	19,804円	19,804円	22,207円
要介護3	21,964円	21,964円	24,428円
要介護4	24,093円	24,093円	26,587円
要介護5	26,162円	26,162円	28,656円

要支援1・2の人は
利用できません

●新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

ヘルパーさんに自宅を定期的に訪問してもらいたい

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

要支援1・2の人は
利用できません

●利用者負担のめやす〈1か月につき〉
介護、看護一体型事業所の場合

◆訪問介護のみを利用

要介護1	5,817円
要介護2	10,382円
要介護3	17,238円
要介護4	21,806円
要介護5	26,372円

◆訪問介護と訪問看護を利用

要介護1	8,487円
要介護2	13,258円
要介護3	20,238円
要介護4	24,948円
要介護5	30,223円

認知症の人を対象にしたサービスを利用したい

認知症対応型通所介護

【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の人へ、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで行います。

- 利用者負担のめやす
〈7時間以上8時間未満の場合〉
単独型を利用する場合

要支援1	874円
要支援2	976円
要介護1	1,009円
要介護2	1,119円
要介護3	1,229円
要介護4	1,339円
要介護5	1,449円

認知症対応型共同生活介護

(グループホーム)

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。

要支援1の人は利用できません

- 利用者負担のめやす 〈30日の場合〉
ユニット数1の場合

要支援2	23,120円
要介護1	23,241円
要介護2	24,336円
要介護3	25,036円
要介護4	25,553円
要介護5	26,101円

夜間もヘルパーさんに来てもらいたい

夜間対応型訪問介護

定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護を行います。

要支援1・2の人は利用できません

- 利用者負担のめやす
オペレーションセンターを設置している場合

基本夜間対応型訪問介護	1,047円/月
定期巡回サービス	395円/回
随時訪問サービス	601円/回

施設に行って支援やリハビリを受けたい

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。

要支援1・2の人は利用できません

- 利用者負担のめやす
〈7時間以上8時間未満の場合〉

要介護1	761円
要介護2	900円
要介護3	1,043円
要介護4	1,185円
要介護5	1,327円

介護予防・日常生活支援総合事業

市では、介護保険事業の一つとして「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）」を実施しています。

総合事業は、下記のような「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されます。市では、この事業を通じて、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り要介護状態にならずに暮らし続けられるよう、高齢者の多様なニーズに応えるサービスづくりを進めています。地域で自分らしく暮らし続けていくために、ご自身にあった総合事業のサービスを利用して、自立した日常生活をおくりましょう。



介護予防・生活支援サービス事業

これまで要支援認定者が利用していたホームヘルプサービスおよびデイサービス相当のサービスが、要支援認定者に加え、65歳以上の人で、基本チェックリストにより「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された人も利用できるようになりました。さらに、市独自のサービスとして、半日のミニデイサービスや、シルバー人材センターの会員による低廉な家事援助サービスなど、市民のみなさまの状態等に応じた新たなサービスを提供します。



一般介護予防事業

65歳以上の人を中心に、生きがいがづくり、仲間づくりなど役割づくりを大切にしながら、住み慣れた地域で、生き生きと生活していただけるよう、健康寿命を延ばすことを目的とした事業です。足腰の筋力アップのための体操教室や、介護予防の健康教育等を実施します。



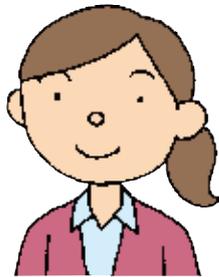
介護予防・日常生活支援総合事業の構成

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

【対象者】

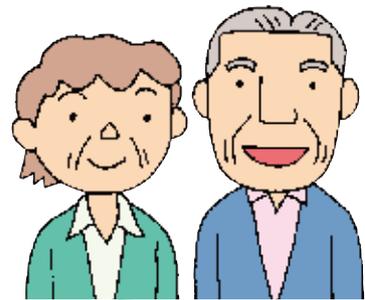
- 要支援1・2の認定を受けた人（在宅者）
- 65歳以上の人で、基本チェックリストにより「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された人



一般介護予防事業

【対象者】

- 65歳以上のすべての人



●訪問型サービス

- ① 自立援助訪問型サービス
- ② 家事援助訪問型サービス
- ③ 短期集中訪問型サービス

●通所型サービス

- ① 健康向上通所型サービス
- ② 健康維持通所型サービス
- ③ 短期集中通所型サービス

●その他の生活支援サービス

●配食サービス

70歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、健康保持や安否の確認が必要な場合に、平日の希望する曜日（週3日以上）に夕食を配達します。

（1食あたりの自己負担額：普通食400円・塩分制限食500円）

※愛の定期便との同時利用はできません。

●介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センター等の職員が、本人の状況に応じ、自立支援に向けた最適なサービス計画の作成を行います。

介護予防・生活支援サービス事業

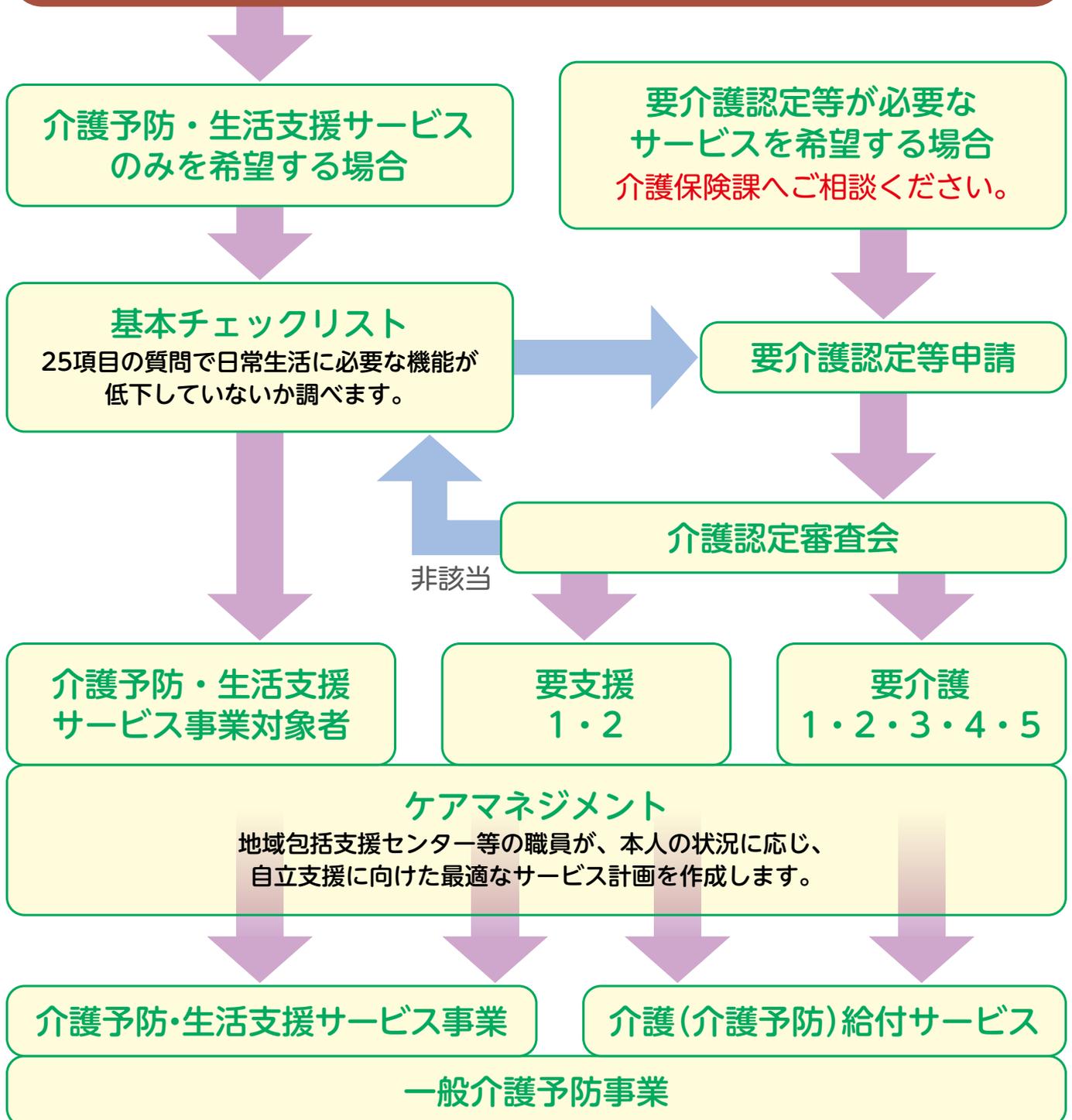
① 介護予防・生活支援サービス事業利用手順

相談窓口にご相談してください

【相談窓口】

● 高齢福祉課・介護保険課

※市役所へ来庁いただくことが困難な場合は、地域包括支援センター等が申請を代行することができます。



② 訪問型サービス

※サービスの利用には介護予防
ケアマネジメントが必要です。



1 自立援助訪問型サービス(従前のホームヘルプサービス相当)

ホームヘルパーがご自宅を訪問し、入浴介助等の身体介護や、家事援助を行います。

利用者負担額

利用者負担(1割)のめやす

要支援1・2、事業対象者(週1回程度)	1,201円(月額)
要支援1・2、事業対象者(週2回程度)	2,399円(月額)
要支援2、事業対象者(週2回超程度)	3,806円(月額)

※上記の金額は基本的な費用の1割をめやすとして掲載しているものであり、サービスの利用内容によってはさまざまな加算等があります。
※負担割合は所得等に応じ1割、2割または3割になります。(P12参照)

2 家事援助訪問型サービス(市独自のサービス)

シルバー人材センターの会員がご自宅を訪問し、調理、洗濯、掃除等の家事援助(身体介護を除く)を行います。1回につき1時間の利用となり、週に2回まで利用できます。

利用者負担額

150円/回

※一定所得以上の人は300円/回、現役世代並み所得の方は450円/回になります。

3 短期集中訪問型サービス(市独自のサービス)

短期集中通所型サービスの利用者のうち、自宅での生活動作や環境に不安を感じている人を対象として、3か月から6か月の短期間に、リハビリ専門職員が期間中1、2回程度、また市の保健師等が月に2回程度ご自宅を訪問し、運動メニューの提案や日常生活に支障のある生活行為の改善に向けた指導等を行います。

また、うつ、閉じこもり等何らかの支援を必要とする人を対象に、市の保健師等が3か月から6か月間ご自宅を訪問し、日常生活に支障のある生活行為の改善に向けた相談指導等を行います。

利用者負担額

100円/回(リハビリ専門職員訪問時のみ)

1か月の利用者負担が上限を超えたとき

同じ月に利用した介護予防・生活支援サービスの利用者負担の合計額(同じ世帯内に介護(介護予防)給付サービスと介護予防・生活支援サービスの利用者が複数いる場合は、世帯合計額)が一定の上限額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

③ 通所型サービス

※サービスの利用には介護予防
ケアマネジメントが必要です。



1 健康向上通所型サービス(従前のデイサービス相当)

デイサービスセンターにおいて、介護職員等による食事・入浴などの支援や機能訓練等を日帰りで行います。

利用者負担額	利用者負担(1割)のめやす	
	要支援1、事業対象者(週1回程度)	1,696円(月額)
	要支援2(週1回程度)	1,899円(月額)
	要支援2(週2回程度)	3,476円(月額)
※上記の金額は基本的な費用の1割をめやすとして掲載しているものであり、サービスの利用内容によってはさまざまな加算等があります。 ※負担割合は所得等に応じ1割、2割または3割になります。(P12参照) ※事業対象者の利用は原則週1回程度となります。		

2 健康維持通所型サービス(市独自のサービス)

デイサービスセンターや、コミュニティセンター、集会所等において、軽い運動やレクリエーション等のミニデイサービス(半日のデイサービス)を行います。週に1回程度利用できます。

利用者負担額	利用者負担(1割)のめやす: 259円/回	
	※上記の金額は基本的な費用の1割をめやすとして掲載しているものであり、サービスの利用内容によってはさまざまな加算等があります。	
	※サービスの利用内容によっては、教材費等がかかる場合があります。	
	※負担割合は所得等に応じ1割、2割または3割になります。(P12参照)	

3 短期集中通所型サービス(市独自のサービス)

理学療法士等のリハビリテーション専門職員が、日常生活に支障のある生活行為の改善に向けた支援を、3か月から6か月の短期間に集中して行います。週に2回程度利用できます。

利用者負担額	150円/回(送迎無しは100円/回)
利用できる事業所	元気サポート教室 高場(老人福祉センター高場荘) 元気サポート教室 金上(金上ふれあいセンター)

総合事業と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護予防・生活支援サービスと医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合には合算することができます。総合事業と医療保険のそれぞれの月の限度額を適用後、年間(8月~翌年7月)の利用者負担額を合算して一定の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

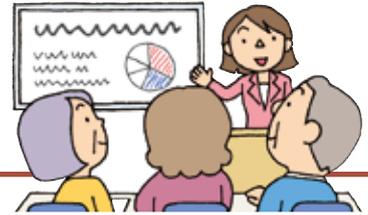
一般介護予防事業

高齢者大学

自ら意欲的に学ぶ場として、年度ごとに内容を変えて実施します。

開催時期：7月～12月／5回程度

会場：しあわせプラザ、ワークプラザ勝田など



【問い合わせ先】 社会福祉協議会

介護予防教室

足腰の筋力アップと認知症予防等を目的とした介護予防教室を行います。参加料：150円（送迎無しは100円）

※医師から運動制限を受けていない人、要介護の認定を受けていない人が対象となります。

【問い合わせ先】 高齢福祉課

ときめき 元気塾

介護予防、健康づくり、仲間づくりのために、筋力や柔軟性を高める元気アップ体操や、脳トレ・レクリエーションなどを行います。自治会単位で最寄りの集会所等で行っています。

※医師から運動制限を受けていない人が対象となります。



【問い合わせ先】 高齢福祉課

シルバー リハビリ 体操教室

県より認定を受けた体操指導士が講師となり、衰えやすい筋肉を無理なく強化していく体操を実施しています。

※医師から運動制限を受けていない人が対象となります。

会場：市内コミュニティセンター等



【問い合わせ先】 高齢福祉課

認知症の人とその家族が あんしんして暮らせる街づくり

認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員は、認知症になっても安心して暮らせるよう、認知症に関する相談や支援などに取り組んでいます。

お住まいの地域を担当する「地域包括支援センター」に、お気軽にご相談ください。

業務内容

- 認知症の人とその家族の相談、支援、地域で支える仕組みづくり
- 病院や介護施設、地域にある様々な支援団体との連携の推進
- 認知症の知識の理解、普及を目的とした認知症サポーター養成講座の開催（無料）など

問い合わせ先

担当地域包括支援センター

認知症初期集中支援推進事業

認知症は早く気づいて「早期診断」「早期対応」をすることが大切です。

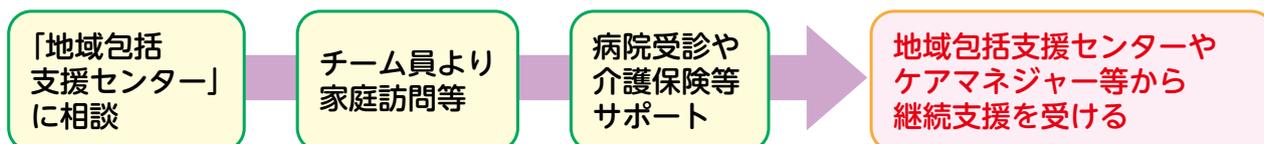


業務内容

- 認知症初期集中支援チーム員による認知症に関する不安や悩みごとなどへの支援
- 認知症に関する情報の提供や、医療機関への受診方法、介護保険サービスの利用やその効果に関する説明など

※チーム員は、認知症専門医と保健師や認知症地域支援推進員（医療・介護の専門職）で構成されています。

★認知症初期集中支援の流れ



※概ね6か月を目安に適切な医療や介護サービスが受けられるよう、集中的に支援を行います。

対象者

ひたちなか市で在宅生活をされている40歳以上の人で、認知症の心配があり、医療や介護等の支援を必要としている人

問い合わせ先

担当地域包括支援センター、高齢福祉課

高齢者の権利を守るために

日常生活自立支援事業

認知症等で判断能力が不十分な高齢者に対し、介護サービス等を利用するためのお手伝いや日常的な金銭管理等を行うことで、地域で自立した生活を送ることを支援するものです。

対象者

認知症等で判断能力が不十分となり、介護サービスの利用等や、ふだん使うお金の管理が一人の判断で適切に行うことが困難な人。(ただし、この事業の内容や契約内容について、相応の理解力を有していると認められることが必要です。)



サービスの内容

- 介護サービス等の利用援助サービス
介護サービス等の利用（中止）や利用料支払いなどの手続き
 - 日常的な金銭管理サービス
年金受領や税金等支払い、預貯金の預け入れ（払い戻し）などの手続き
 - 書類等の預かりサービス
年金証書、預貯金通帳、実印、銀行印、保険証書など
- ※利用にあたっては、担当の専門員が調査等を行い、具体的な支援計画の作成、契約書を取り交わした後、生活支援員が必要なサービスを提供していきます。

利用料

- 専門員、生活支援員の派遣によるサービス…1,100円（1時間あたり）
- 書類などの預かりサービス…金融機関の貸金庫利用の場合 500円（1か月）

問い合わせ先

社会福祉協議会



成年後見制度

認知症高齢者など判断能力が不十分な人を保護、支援するために、家庭裁判所が後見人等を選任し、選任された後見人等が財産管理や身上監護（介護サービス利用など生活に配慮すること）についての契約等の法律行為を本人に代わって行います。

後見等の種類		対象となる人	手続先
法定後見	後見	認知症等により判断能力を欠くのが通常の状態にある人	対象となる人の居住地の家庭裁判所
	保佐	認知症等により判断能力が著しく不十分な人	
	補助	認知症等により判断能力が不十分な人	
任意後見	任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人が結んでいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助します。（家庭裁判所が任意後見監督人を選任後）	公証役場
	契約の手続き	本人と任意後見受任者とで公正証書により契約を締結し、公証人が任意後見登記の嘱託をします。	

※後見等の申立ては、原則本人、配偶者、四親等以内の親族が行いますが、身寄りのない人など親族による申立てが困難な人は、市長が代わって後見等の申立てを行うこともできます。
 ※申立て費用については申立て人の財産から、後見人等に対する報酬については原則本人の財産から支払われることとなります。

問い合わせ先

社会福祉協議会、担当地域包括支援センター、高齢福祉課

法定後見に関しては

水戸家庭裁判所 ☎029-224-8513

任意後見に関しては

水戸合同公証役場 ☎029-221-8758



介護保険以外の関連サービス

高齢者のためのサービス

介護方法などを学ぶために

● 介護教室

介護方法などの講習会を行います。

問い合わせ先 高齢福祉課



ひとり暮らしの高齢者を支えるために

● 緊急通報システム

70歳以上のひとり暮らし高齢者で健康状態や身体状況に不安を抱えている方、または重度障がい者等に対して、体調の急変時等にボタンを押すことにより事業者が運営するコールセンターにつながる「ペンダント型無線発信機」を含む端末機を貸与します。なお、申請時には、原則1名以上の緊急連絡先（親族等）の登録が必要です。

● 配食サービス

70歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、健康保持や安否の確認が必要な場合に、平日の希望する曜日（週3日以上）に夕食を配達します。

（1食あたり自己負担額：普通食400円、塩分制限食500円）

※愛の定期便との同時利用はできません。



● 福祉電話の貸与

65歳以上のひとり暮らしで、電話を保有していない所得税非課税世帯の人に無料で電話加入権を貸与し、安否の確認や相談に応じるとともに、基本料金を助成するサービスです。

● 愛の定期便

70歳以上のひとり暮らしの人及び60歳以上の心身機能に障害のあるひとり暮らしの人で、安否の確認や健康の保持が必要な場合に、乳製品を定期的に配付します。

※配食サービスとの同時利用はできません。

問い合わせ先 高齢福祉課

介護が必要な高齢者のために

●寝具洗濯乾燥消毒サービス

介護保険の要介護認定において、要介護3・4・5に該当する在宅で介護を受けている人の寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを年に1回利用できます。



●在宅寝たきり高齢者等おむつ助成

介護保険の要介護3・4・5に該当し、おむつを必要とする市民税非課税の人を在宅で介護する家族に、おむつ購入助成券（1枚1,000円、最大年間24枚）を交付します。



●高齢者住宅改修補助事業

介護予防・生活支援サービス事業対象者で市町村民税を滞納していない人を対象に、介護予防及び生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、対象費用の一部を補助します。

●高齢者等位置探索機器貸出

おおむね65歳以上で認知症もしくは、認知症の疑いにより「徘徊がみられる人」を介護している家族を対象に、人工衛星から位置を確認するシステム（GPS）を使った位置探索器を、市が民間業者からレンタルし、家族に貸し出します。

●おかえりマーク利用事業

認知症もしくは認知症の疑いにより「徘徊行動のある人」または「徘徊のおそれのある人」を対象に、行方不明時に早期発見及び警察で身元確認を容易にするために、登録された番号のアイロンプリントと反射材シールを交付します。

なお、申請には顔写真や緊急連絡先の登録が必要です。

問い合わせ先 高齢福祉課

●特別障害者手当

おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳[Ⓐ]・A程度の日常生活において常時特別の介護を必要とする人に対し、月額27,980円を支給します。

なお、特別養護老人ホーム等に入所されている人や病院等に3か月を超えて入院されている人は対象となりません。

問い合わせ先 障害福祉課

生きがいのある生活のために

● 高齢者クラブ

60歳以上の人々が地域で組織し、趣味・学習活動、社会奉仕活動などを通して交流を図り、親睦に努めています。

● 高齢者生きがい対策事業

高齢者大学、スポーツ大会

問い合わせ先 社会福祉協議会



介護している人のために

● 在宅寝たきり高齢者等介護慰労金支給

介護保険の要介護認定において、要介護3・4・5に該当する人を在宅で介護している家族に対し、24,000円を支給します。

また、要介護4・5に該当もしくは相当し、過去1年間介護保険のサービス給付を受けなかった人を在宅で介護している家族に対し、100,000円を支給します。(いずれも介護対象者及び介護者が市町村民税非課税世帯に属する人)

問い合わせ先 高齢福祉課



市外から転入して三世同居または近居をお考えの人のために

● 子育て世代・三世同居住宅取得助成金交付事業

市外から転入して三世同居または近居を始める三世家族（親・子・孫）に対して、住宅の取得、増改築・リフォームに要する費用の一部を助成します。

問い合わせ先 企画調整課



障害のある人のためのサービス

障害者手帳をお持ちの人も、要介護認定の申請をして介護保険サービスを受けることができます。その際、障害者施策によるサービスと介護保険のサービスで共通するものについては、介護保険からのサービス給付を優先させることとなります。介護保険からの給付と重複する障害者サービスについては、提供されない場合があります。サービスの利用については事前にご相談ください。

補装具と日常生活用具（住宅改修を含む）

内容

障害のある人に、日常生活を容易にするための補装具の購入・貸与・修理、日常生活用具の給付を行っています。

対象者

障害者・難病患者等（障害の種別・等級などにより利用できない場合があります。）

利用料

用具別に基準額が定められており、この範囲内で支給します。ただし、本人及び家族の前年の所得に応じて自己負担があります。

種類

（令和5年4月1日現在）

障害の種別	補装具	日常生活用具
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼・眼鏡など	視覚障害者用時計、拡大読書器など
聴覚・言語障害	補聴器など	人工喉頭、聴覚障害者用通信装置（ファックス）など
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置など	便器、特殊寝台、特殊マット、移動用リフト、体位変換器、手すりなど住宅改修費
内部障害		ストーマ用装具、透析液加温器、電気式たん吸引器、ネブライザー、酸素ボンベ運搬車など

移動支援事業

内容

屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする場合にヘルパーが付き添います。

対象者

在宅で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている人

利用料

原則としてサービスに要した額の1割負担で、世帯の所得に応じて「自己負担上限額」が定められます。ただし、移動中に利用した車両や公共交通機関（バス、電車、タクシーなど）の料金の実費は自己負担になります。

タクシー料金の助成（重度心身障害者通院通所交通費助成）

内容

重度心身障害者が通院や機能回復訓練などで利用する場合のタクシー料金の一部を助成します。タクシー利用券を1年度に24枚交付します。

対象者

身体障害者手帳1～2級の人、療育手帳④、Aの人、精神障害者保健福祉手帳1級の人

※自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の減免を受けている人は対象となりません。

問い合わせ先

障害福祉課

事業所の名称	所在地	電話番号	居宅サービス										地域密着型				介護施設			介護予防・生活支援サービス								
			居宅介護ホームヘルス	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護サービス	通所リハビリ(デイケア)	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	特定施設入居者生活介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	グループホーム	巡回随時対応型訪問介護	看顧小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設(特養)	介護老人保健施設(老健)	介護医療院	自立援助訪問型サービス	健康向上通所型サービス	健康維持通所型サービス		
66	ひたちなか総合ケアプラザセンター																											
67	フロイデひたちなか定期巡回サービス	029-212-8181	足崎1474-8																									
68	フロイデ看護小規模多機能ホームひたちなか	029-229-3838	足崎1474-8																									
69	デイサービスくれあ	029-212-7375	高場1-24-11																									
70	デイサービスSARA (さ)ら	029-212-6212	高場2-18-7																									
71	デイサービスSARA (さ)ら	029-229-0124	高場2-18-22																									
72	ツクイひたちなか	029-219-6141	高場4-17-10																									
73	いばらき会ケアプラザセンター	029-270-3575	高場5-3-7																									
74	いばらき診療所訪問看護ステーション	029-202-7780	高場5-3-7																									
75	トウル-ケアGHみかん	029-270-3511	高場212-64																									
76	ご長寿くらぶ佐和訪問看護事業所	029-202-1145	高場988-8																									
77	庵の家	029-212-5012	高場1557-21																									
78	はあと	029-229-2317	高場1673-34																									
79	さんもくせい	029-270-0286	高場1673-34																									
80	さくら星	029-270-0281	高場1673-34																									
81	訪問看護ステーション あおいそら	029-270-0285	高場1673-34																									
82	居宅介護支援事業所 ル・シエル	029-2247-4	高場2247-4 ひかりビル301号室																									
83	ご長寿くらぶ高場デイサービスセンター	029-229-3636	高場2247-4 ひかりビル301号室																									
84	ご長寿くらぶ高場 訪問介護事業所	029-229-0891	高場2355-1																									
85	ご長寿くらぶ東石川デイサービスセンター	029-229-0891	高場2355-1																									
86	プロスペクト カーサたかば デイサービス	029-270-2023	西光地2-18-1																									
87	サテライトさわの森	029-229-0771	西光地3-16-1																									
88	グループホームますおか内科	029-229-3036	西光地3-16-4																									
89	協働ケアプラザセンター	029-354-6511	はしかべ1-2-3																									
90	あやべケアプラザセンター	029-212-9710	東大島3-16-9																									
91	あやべケアプラザセンター	029-212-5502	東大島4-12-1																									
92	訪問看護ステーションおおしま	029-212-3661	東大島4-12-1																									
93	アースサポートひたちなか	029-275-4900	東石川2-1-13																									
94	ニチイケアセンター ひたちなか	029-354-0841	東石川2-6-10																									
95	ひたちなか介護ステーション	029-270-0056	東石川3-28-10																									
96	訪問看護ステーションあやめひたちなか	029-202-9222	東石川23-1 セイレンコート101																									
97	さくら	029-271-1100	東石川1581																									
98	リハビリ特化型デイサービス カラダラボひたちなか	029-355-1864	東石川2874																									
99	グループホーム ありが園	029-354-2065	東石川13139-2																									
99	ケアプラン 「あい」	029-352-3022	東石川13139-2																									

※ひたちなか市のホームページ (トップページ) 健康・福祉・福祉サービス提供事業所) 内において毎月情報を更新掲載しています。

事業所の名称	所在地	電話番号	地域密着型											介護施設											介護予防・生活支援サービス				
			居宅サービス	訪問介護ホームヘルス	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護サービス	通所リハビリデイケア	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	特定施設入居者生活介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	グループホーム	巡回随時対応型訪問介護	看顧小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設(特養)	介護老人保健施設(老健)	介護医療院	自立援助訪問型サービス	健康向上通所型サービス	健康維持通所型サービス		
100	39 ガーデンブレイス デイサービス ありが湯	東石川3139-2																											
101	小規模多機能介護それいゆ	東石川3145-1																											
102	グリーンハウスひたちなか	東石川3183-1																											
103	訪問看護ステーショングリーンハウスひたちなか	東石川3183-1																											
104	ご長寿くらぶ外野	東石川3202-4																											
105	セントケアひたちなか	東石川3367-1浜田ビルB号室																											
106	株式会社 メディアシスト 山口内科デイサービス	東石川3379-156																											
107	ケアレジデンスひたちなか居宅介護支援事業所	東石川3527-4田彦ハイツA棟101号室																											
108	訪問介護 ケアレジデンスひたちなか	東石川3527-4田彦ハイツA棟101号室																											
109	デイサービスまごころの家 ひたちなか東石川	東石川3556																											
110	まごころの里 田彦	東石川3556																											
111	訪問看護ステーション つなぐ	東石川3634-73																											
112	デイサービス笹野	笹野町1-2-4																											
113	介護老人保健施設 いちご苑	笹野町1-3-20																											
114	ご長寿くらぶ笹野 I デイサービスセンター	笹野町3-1-6																											
115	デイサービスまごころの家 ひたちなか松戸	松戸町2-10-13																											
116	はまぎくの里	中根952-1																											
117	勝田ケアセンターそよ風	中根2444-1																											
118	訪問看護ステーション あさがお	中根3337-103																											
119	おいかわクリニック介護医療院	中根3646-7																											
120	愛の家グループホームひたちなか中根	中根4755-2																											
121	オハナデイサービス	中根4783-1																											
122	デイサービスセンター和雲	中根4957-2																											
123	医療法人社団愛友会 訪問看護ステーションかつた	中根5123-12 海野ハイツ102号																											
124	介護老人保健施設 勝田	中根5125-2																											
125	訪問介護 エルシーシー	馬渡2525-36																											
126	株式会社 ウチダデンキ 介護事業部	馬渡2567-4																											
127	ウチダ薬局指定居宅介護支援事業所	馬渡2567-23																											
128	ソフト・ケア	馬渡2758-1																											
129	デイサービス ラベンダー	馬渡2758-1																											
130	本郷の森 デイサービス おひさま館	馬渡2758-1																											
131	ラ・ナシカ ひたちなか	馬渡2831-46																											
132	デイサービスまごころの家ひたちなか馬渡	馬渡2910-7																											
133	ウエルシア介護サービスひたちなか	馬渡3845-2																											

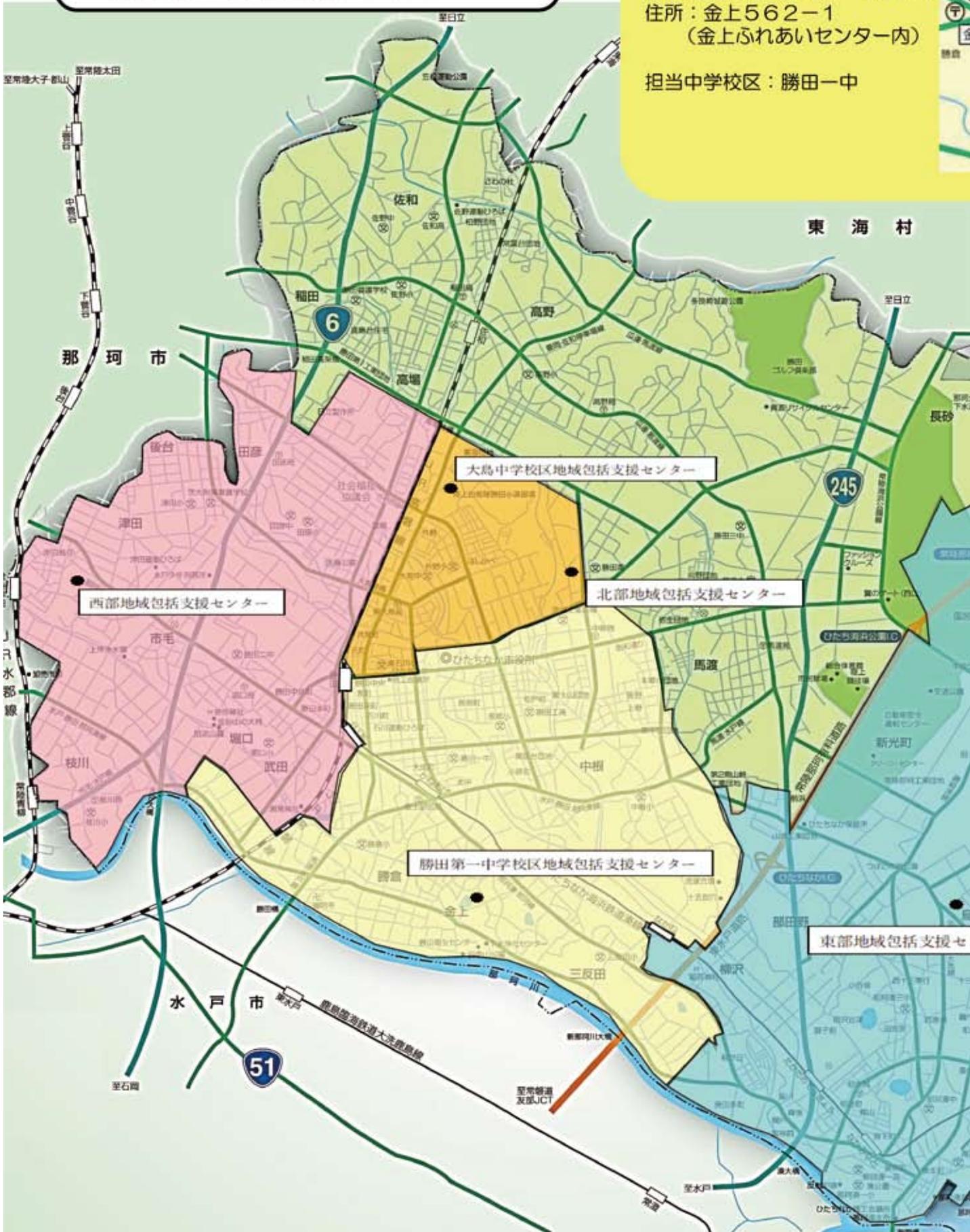
※ひたちなか市のホームページ（トップページ）健康・福祉＞介護サービス提供事業所）内において毎月情報を更新掲載しています。

お住まいの地区を担当する 地域包括支援センター

勝田第一中学校校区

電話：029-354-5221
住所：金上562-1
(金上ふれあいセンター内)

担当中学校区：勝田一中



地域包括支援センター



大島中学校区地域包括支援センター

電話：029-219-5775
住所：東石川3183-1
(特別養護老人ホーム
グリーンハウスひたちなか内)

担当中学校区：大島中



北部地域包括支援センター

電話：029-229-2255
住所：足崎1474-7
(フロイデひたちなか
メディカルプラザ内)

担当中学校区：勝田三中、佐野中



西部地域包括支援センター

電話：029-276-0655
住所：津田2093-1
(特別養護老人ホーム北勝園内)

担当中学校区：勝田二中、田彦中



東部地域包括支援センター

電話：029-264-1501
住所：烏ヶ台11835-2
(グループホーム恵苑内)

担当中学校区：那珂湊中、美乃浜学園



地域包括支援センター

お問い合わせ・申し込み先窓口

窓 口		電話番号
市介護保険課		029-273-0111 (内線7241～7246)
市高齢福祉課		029-273-0111 (内線7231～7235)
市障害福祉課		029-273-0111 (内線7211～7214)
市企画調整課		029-273-0111 (内線1314)
社会福祉協議会（総合福祉センター内）		029-274-3241
社会福祉協議会那珂湊事務所 (しあわせプラザ内)		029-263-7424
勝田第一中学校区地域包括支援センター 〔勝田第一中学校区おとしより相談センター〕 (金上ふれあいセンター内)	勝田一中学区	029-354-5221
大島中学校区地域包括支援センター 〔大島中学校区おとしより相談センター〕 (特別養護老人ホームグリーンハウスひたちなか内)	大島中学区	029-219-5775
西部地域包括支援センター 〔西部おとしより相談センター〕 (特別養護老人ホーム北勝園内)	勝田二中学区 田彦中学区	029-276-0655
北部地域包括支援センター 〔北部おとしより相談センター〕 (フロイデひたちなかメディカルプラザ内)	勝田三中学区 佐野中学区	029-229-2255
東部地域包括支援センター 〔東部おとしより相談センター〕 (グループホーム恵苑内)	那珂湊中学区 美乃浜学園区	029-264-1501

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。